

# 平成21年度事業評価書

平成 21 年 8 月  
金 融 庁

# 目 次

## 第 1 部 事前事業評価書（平成 22 年度概算要求に係る新規・拡充事業）

- I 事前事業評価の実施に当たって
  - 1. 事前事業評価の目的等 . . . . . 2
  - 2. 事前事業評価書の記載内容 . . . . . 2
  - 3. 事前事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見 . . . . . 3
  
- II 各事業の事前評価結果
  - 1. 電子データ保全解析及び証拠化機材の整備 . . . . . 5

## 第 2 部 事後事業評価書（過去に事前評価を実施し、効果が発現した事業）

- I 事後事業評価の実施に当たって
  - 1. 事後事業評価の目的等 . . . . . 10
  - 2. 事後事業評価書の記載内容 . . . . . 10
  - 3. 事後事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見 . . . . . 11
  
- II 各事業の事後評価結果
  - 1. オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化 . 13
  - 2. 貸金業統計システムの機能拡張 . . . . . 17

## 第 3 部 成果重視事業に係る事後評価書

- I 成果重視事業に係る事後評価の実施に当たって
  - 1. 成果重視事業について . . . . . 21
  - 2. 成果重視事業の事後評価の目的等 . . . . . 21
  - 3. 成果重視事業に係る事後評価書の記載内容 . . . . . 22
  - 4. 成果重視事業に係る事後評価に関する有識者会議メンバーによる  
意見 . . . . . 23
  
- II 各成果重視事業の事後評価結果
  - 1. 「金融庁業務支援統合システム」の開発 . . . . . 25
  - 2. 公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築 . . . . . 28

# 第 1 部 事前事業評価書

(平成 22 年度概算要求に係る新規・拡充事業)

# I 事前事業評価の実施にあたって

## 1. 事前事業評価の目的等

事業評価は、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の財政支出を伴うものについて、事業を実施する事前の時点で、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討することにより、効率的で質の高い施策の選択に資するものです。

金融庁においても、政策評価をより一層予算に活用する観点から、平成 15 年度以降、毎年度、「(事前) 事業評価書」を作成・公表してきています。今回は、これに引き続き、22 年度に予算措置を伴う事業のうち、新規あるいは拡充を予定している主なものを対象として、事前事業評価を実施することとしました。

## 2. 事前事業評価書の記載内容

事前事業評価の実施にあたっては、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下、「法」という。)において示されている事業の必要性、有効性、効率性等の観点(注)から評価を行いました。

(注)「政策評価に関する基本方針」(平成 17 年 12 月 16 日閣議決定)

- 必要性の観点・・・政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか。
- 有効性の観点・・・得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係が明らかか。
- 効率性の観点・・・政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。

また、各事業の事前事業評価の記載にあたっては、以下の項目について説明を行いました。

### (1) 事業の概要

各事業の目的を達成するために実施する具体的な事業内容について説明しました。

### (2) 事業の目的

各事業が何を対象として、何を達成しようとするものなのかについて説明しました。

### (3) 達成目標及び達成時期、事後的な検証時期等

各事業が達成すべき目標及びその時期、またその達成度合いの検証時期等について説明しました。

- ①達成目標
- ②目標設定の考え方
- ③目標の達成時期等
  - (ア) システム開発（機能追加及び修正等）完了予定時期
  - (イ) 目標の達成時期
- ④測定指標
- ⑤事後的に検証を行う時期

#### (4) 事業の事前評価

上述のとおり、法に示されている必要性、有効性、効率性等の観点から評価することとし、その際、次の各項目に沿って分析し、説明することとしました。また、各事業の効果の分析に当たっては、可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めました。

- ①必要性の観点
  - (ア) 公益性の有無
  - (イ) 国で行う必要性の有無
  - (ウ) 民営化・外部委託の可否
  - (エ) 緊要性の有無
  - (オ) 他の類似施策の有無
- ②有効性の観点
  - (ア) 今後見込まれる効果（あるいは、これまでに達成された効果）
  - (イ) 効果の発現が見込まれる時期
- ③効率性の観点
  - (ア) 手段の適正性
  - (イ) 効果とコストの関係に関する分析
  - (ウ) 適正な受益者負担

#### (5) 学識経験を有する者の知見の活用

各事業の事前評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

#### (6) 注記（評価に使用した資料等）

評価に当たって使用した資料等を記載しました。

### **3. 事前事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見**

平成21年8月5日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各事業の事前事業評価に関するご意見については、事前事業評価書を作成する上で参考とさせていただきます。

## Ⅱ 各事業の事前評価結果

**1. 事前評価の対象とした事業の名称**

電子データ保全解析および証拠化機材の整備

**【関連する施策（平成 21 年度金融庁政策評価実施計画）】**

施策Ⅱ－２－（１）

「取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視」

**2. 事業の概要**

「デジタルフォレンジック」とは、法医学を意味する「フォレンジック」を原義とし、コンピュータを対象に行う「コンピュータ・フォレンジック」から派生した言葉です。デジタルフォレンジックは、コンピュータに加え、IT・ユビキタス社会を反映し、ネットワーク機器・ISP 接続、携帯電話・PDA、情報システム、電子マネー、交通（ETC、カーナビ、Suica 等）、情報家電等、デジタル機器の本体、及びサーバ上のデータ・利用履歴がその対象として考えられます。

デジタルフォレンジックは、上記の電子機器・電磁的記録に対する、原本性を確保した証拠保全、専門的解析、検索・証拠化のプロセスです（狭義）。

また、デジタルフォレンジック技術の蓄積が進む米国 SEC や海外監査法人では、「フォレンジック・テクノロジー・サービス」と称し、不正会計の分析、マネーロンダリング等のデータ分析サービスもフォレンジックの一環として提供しています。（広義）

特別調査課では犯則事件の調査を行っていますが、IT 社会においては、内部者取引における情報伝達ルート、粉飾決算における電子作成文書等、電磁的記録は証拠そのものであり、コンピュータ、携帯電話等の電子機器等の差押え、及び当該電子機器に保存されている電磁的記録の保全・解析プロセスは非常に重要です。そのため、①証拠保全、②専門的解析、③検索・証拠化を担うデジタルフォレンジック用資機材は、犯則事件の調査において必要不可欠です。

証券取引等監視委員会では、特別調査課が主たるユーザと考えられる上記のフォレンジックのニーズ（＝狭義のデジタルフォレンジック）に加え、当委員会の業務の性質上、証券取引データ、財務・会計データの分析等、データアナリシス・データモニタリングのニーズも考えられます（＝広義のデジタルフォレンジック）。そのため、平成 22 年度において米国 SEC を始めとした海外当局や民間監査法人のデジタルフォレンジック部門などと同程度の能力を備えるべくデジタルフォレンジック環境およびデータアナリシス環境整備を実施したいと考えています。

（単位：千円）

	20 年度	21 年度	22 年度要求
予算額	—	—	16,946

### 3. 事業の目的

「経済財政改革の基本方針 2008 について（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）」において、経済成長戦略（グローバル戦略）として、金融・資本市場を強化し、世界の中で中核的な金融センターを目指し、「市場競争力強化プラン」（平成 19 年 12 月 21 日）を着実に実行するとしています。

具体的には、当該プランにおいて、市場の公正性・透明性を確保するために、証券取引等監視委員会等の市場監視体制の強化を図ることとしているところです。

このような、政府方針を踏まえ、証券取引等監視委員会が市場監視業務を適確に遂行し、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するために、電子データ保全解析および証拠化用機材を整備することにより、高度化・急増等している電子機器・電磁的記録に対する解析等の要請に適正かつ的確に対処することです。

### 4. 達成目標及び達成時期、事後的な検証時期等

#### （1）達成目標

電子機器・電磁的記録に対する解析等の要請に適正かつ的確に対処することです。

#### （2）目標設定の考え方

犯則事件の調査過程において、IT 社会の進展によりコンピュータ、携帯電話等の電子機器等の差押え、及び当該電子機器に保存されている電磁的記録の保全・解析等が必要不可欠となっていることから、電子機器・電磁的記録に対する解析等の要請に適正かつ的確に対処するという本事業の目的を達成目標としています。

#### （3）目標の達成時期等

##### ①システム開発（機能追加及び修正等）完了予定時期

平成 22 年度

##### ②目標の達成時期

平成 22 年度

#### （4）測定指標

電子データ保全解析および証拠化機材の整備状況

#### （5）事後的に検証を行う時期

平成 23 年度（予定）

### 5. 事業の事前評価



## (1) 必要性の観点

### ①公益性の有無

犯則事件の調査過程において、IT 社会の進展によりコンピュータ、携帯電話等の電子機器等の差押え、及び当該電子機器に保存されている電磁的記録の保全・解析等が必要不可欠となっていることから、高度化・急増等している電子機器・電磁的記録に対する解析等の要請に適正かつ的確に対処するために電子データ保全解析および証拠化機材を整備するという本事業は公益性が高いと認められます。

### ②国で行う必要性の有無

犯則事件の調査権限は、金融商品・取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的で、証券監視委職員の固有の権限として、金商法に規定されています。このため、犯則事件の調査過程で必要不可欠となっている電子機器・電磁的記録に対する解析等の要請に適正かつ的確に対処するための電子データ保全解析および証拠化機材の整備は、国で行う必要があります。

### ③民営化・外部委託の可否

事業実施主体を民営化することは、事業の性質上不可能です。

また、整備した機材の保守等についても、外部委託することなく専門的知識を有する職員で対応する予定です。

### ④緊要性の有無

犯則事件の調査過程において、IT 社会の進展によりコンピュータ、携帯電話等の電子機器等の差押え、及び当該電子機器に保存されている電磁的記録の保全・解析等が必要不可欠となっていることから、高度化・急増等している電子機器・電磁的記録に対する解析等の要請に適正かつ的確に対処するための本事業の緊要性は極めて高いものと考えられます。

### ⑤他の類似施策の有無

他の類似施策はありません。

## (2) 有効性の観点

### ①今後見込まれる効果（あるいは、これまでに達成された効果）

電子データ保全解析および証拠化機材を整備することによって、今後、電子機器・電磁的記録に対する①証拠保全、②専門的解析、③検索・証拠化への要請に適正かつ的確に対処可能となるという効果が見込まれます。

### ②効果の発現が見込まれる時期

平成 22 年度に整備を行うため、翌 23 年度より効果の発現が見込まれます。

### (3) 効率性の観点

#### ①手段の適正性

犯則事件の調査過程で高度化・急増等している電子機器・電磁的記録に対する解析等の要請に適正かつ的確に対処するために電子データ保全解析および証拠化機材を整備することは、他の手段で代替することが困難なため、手段として適正と考えられます。

#### ②効果とコストの関係に関する分析

投資者を含む市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくためには、市場ルールの違反者に対しては、これを厳正に処罰することにより、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、投資者を含む市場参加者の信頼感を醸成することが重要です。また、悪質な事案に対しては、犯則事件の調査を実施し刑事告発を行うことにより、金融・資本市場に対する投資者を含めた市場参加者の信頼を保持し、金融商品・取引の公正確保に努めています。

このため、犯則事件の調査過程で高度化・急増等している電子機器・電磁的記録に対する解析等の要請に適正かつ的確に対処することは、投資者を含む市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくために必須であり、仮に電子データ保全解析および証拠化機材を整備しないとすると、他の手段で電子機器・電磁的記録に対する解析等の要請に適正かつ的確に対処することは困難です。

#### ③適正な受益者負担

電子データ保全解析および証拠化機材の整備は、犯則事件の調査過程で高度化・急増等している電子機器・電磁的記録に対する解析等の要請に適正かつ的確に対処するためのもので、投資者を含む市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくために必須のものなので、国が直接行うべきものであり、特定の者に受益者負担を求めることは適当ではないと考えます。

## 6. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 7. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 「平成21年度金融庁政策評価実施計画」（平成21年3月31日公表）  
<http://www.fsa.go.jp/news/20/sonota/20090331-8/01.pdf>

## 8. 担当課室名

証券取引等監視委員会 事務局 特別調査課

## **第 2 部 事後事業評価書**

(過去に事前評価を実施し、効果が発現した事業)

# I 事後事業評価の実施にあたって

## 1. 事後事業評価の目的等

事業評価は、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の財政支出を伴うものについて、事業を実施する事前の時点で、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討することにより、効率的で質の高い施策の選択に資するものです。また、必要に応じ、事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証することにより、以後の政策評価や企画立案に活用するものです。

金融庁においても、政策評価をより一層予算に活用する観点から、過去に事前事業評価を実施し、効果が発現した事業のうち主なものを対象として、事後的に事業評価を実施することとしました。

## 2. 事後事業評価書の記載内容

事後事業評価の実施にあたっては、具体的な成果を踏まえ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、「法」という。）において示されている事業の必要性、有効性、効率性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）

- 必要性の観点・・・政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか。
- 有効性の観点・・・得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係が明らかか。
- 効率性の観点・・・政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。

また、各事業の事後事業評価の記載にあたっては、以下の項目について説明を行いました。

### （1）事業の概要及び実施内容

各事業の目的を達成するために実施する具体的な事業内容について説明しました。

### （2）事業の目的

各事業が何を対象として、何を達成しようとするものなのかについて説明しました。

### （3）達成目標及びその設定の考え方等

各事業の事前事業評価を実施した際に設定した達成すべき目標等について説明しました。

- ①達成目標
- ②目標設定の考え方
- ③測定指標
- ④目標の達成度合いの結果

(4) 事業の事後評価

上述のとおり、具体的成果を踏まえ、法に示されている必要性、有効性、効率性等の観点から検証することとし、その際、次の各項目に沿って分析し、説明することとしました。また、各事業の効果の分析に当たっては、可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めました。

- ①具体的成果
- ②必要性の観点
- ③有効性の観点
- ④効率性の観点
- ⑤総括的評価

(5) 学識経験を有する者の知見の活用

各事業の事後評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

(6) 注記（評価に使用した資料等）

評価に当たって使用した資料等を記載しました。

### **3. 事後事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見**

平成21年8月5日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各事業の事後事業評価に関するご意見については、事後事業評価書を作成する上で参考とさせていただきます。

## Ⅱ 各事業の事後評価結果

## 1. 事後評価の対象とした事業の名称

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化

【関連する施策（平成18年度金融庁政策評価実施計画）】

施策Ⅰ－1－（1） 「金融機関をめぐる状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施」

## 2. 事業の概要及び実施内容

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについては、オンラインでのデータ徴求に加えて、データ様式の自由度を高めることによる徴求項目の追加・変更、多様な分析など、機能追加が柔軟に対応可能となるシステム（以下、「新システム」という。）に再構築し、平成16年10月より預金取扱金融機関を対象に利用を開始しています。今後、証券会社及び保険会社も新システムに移行していきます。

19年度の事業内容としては、新たに法規制の対象となった少額短期保険業者のモニタリング業務を支援するためのシステム機能の追加、また、保険会社におけるソルベンシー・マージン比率の見直し等の制度改正に伴う各種分析機能の強化等、システムの一層の機能強化を図ります

（単位：千円）

	18年度	19年度	20年度
予算額	270,671	239,429	228,402
決算額	221,000	163,125	218,675

## 3. 事業の目的

当庁においては、検査と検査の間においても、金融機関の健全性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うことが重要であることから、金融機関に対し、財務会計情報及びリスク情報等について継続的に報告を求め、経営状況の常時把握に努めています。また、金融機関から徴求した情報の分析結果を踏まえて様々な措置を講じ、金融機関の経営の健全化を促すこととしています。こうしたオフサイト・モニタリングを行うに当たっては、金融機関から徴求した情報の蓄積及び分析を、コンピュータ・システムを用いて行うことが有効であり、システム化を進めてきています。

今後、オフサイト・モニタリングについては、金融機関の業務の多様化、コングロマリット化の進展、預金取扱金融機関に対するバーゼルⅡの導入など、状況の変化を踏まえつつ、さらに拡充していくことが必要です。このため、オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについても、情報の効率的な処理と多様な分析を行えるよう、機能強化を図っていくことが必要です。

また、金融機関からの徴求データの受付をオンライン化し、電子政府構築に取り組みます。

#### 4. 達成目標及びその設定の考え方等

##### (1) 達成目標

金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施を支援すること。

##### (2) 目標設定の考え方

金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することによって、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要があります。

金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリング等を行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで迅速かつ効率的に行うことが不可欠です。

##### (3) 測定指標

オンライン報告利用状況

##### (4) 目標の達成度合いの結果

分析機能の強化等、コンピュータ・システムの機能強化等により、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施に資することができました。

#### 5. 事業の事後評価

##### (1) 具体的成果

早期警戒制度の改正に併せて、選定基準となる指標値の追加など分析機能の修正や徴求項目の追加・変更などのコンピュータ・システムの機能強化等を実施しました。これにより、早期警戒支援の対象となる金融機関の選定が迅速かつ柔軟に行われるなど、オフサイト・モニタリングに係る情報の処理の効率性等に資することとなりました。なお、保険会社にかかるシステムについて、19年度実施予定としていた新たに法規制の対象となった少額短期保険業者のモニタリング業務を支援するためのシステム機能の追加及びそれに併せて行う予定としていた分析機能の修正については、無認可共済事業者から少額短期保険業者に移行する先が少数にとどまり、それに伴いシステムによる効率化が当初見込みほど得られないこととなったことから、19年度での実施を見送りました。

##### (2) 必要性の観点



当該システムの機能強化により、国固有の責務である金融機関等の監督について、オフサイト・モニタリングの効果的な実施を支援するものであり、国が直接行うべき業務であると考えます。

監督部局の限られた人員により、各種状況の変化に対応しつつ、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを実施するためには、コンピュータ・システムについて、情報の効率的な処理と多様な分析を行えるよう、機能強化を図っていくことが必要でした。

### (3) 有効性の観点

金融機関を巡る状況の変化に対応し、分析機能の修正や徴求項目の追加・変更を実施することにより各金融機関の経営に関する情報の適格な把握・分析等の効果を一層高めることができました。

### (4) 効率性の観点

少額短期保険業者のモニタリング業務を支援するためのシステム機能の追加等については、無認可共済事業者から少額短期保険業者に移行する先が少数にとどまり、システム化によるコスト削減効果が見込まれないこととなったことから19年度での実施を見送りました。

一方、分析機能の修正等は、制度の改正等に対応するためのものであり、オフサイト・モニタリングを効率的に実施していくに際し、事務運営上適切な手段であったと考えています。

### (5) 総括的評価

金融機関をとりまく環境変化、費用対効果など効率性を考慮の上、早期警戒制度に係る分析機能の修正など、真に必要とされるシステムの機能について強化を図りました。これらの取り組みは、限られた人員・予算のもとで、金融機関の経営状況等の継続的な把握などのオフサイト・モニタリングの効果的・効率的な実施に資するものになったと考えます。

今後においても、引き続き、金融機関をとりまく環境の変化等を踏まえたシステムの更なる強化等の検討が必要であると考えております。

## 6. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 7. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 18年度実績評価「I-1-(1)-①金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施  
(平成19年8月30日公表、<http://www.fsa.go.jp/seisaku/18jisseeki.html>)

- ・ 19年度実績評価「I-1-(1)-①金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施
- ・ (平成20年8月29日公表、<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>)
- ・ オンライン利用状況

## 8. 担当課室名

監督局総務課リスク分析参事官室

**1. 事後評価の対象とした事業の名称**

貸金業統計システムの機能拡張

**【関連する施策（平成 19 年度金融庁政策評価実施計画）】**

施策Ⅱ－２－（１）－① 「金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応」

**2. 事業の概要及び実施内容**

改正貸金業法の施行に伴い、貸金業の実態把握のため、毎年 3 月末時点の業況について各貸金業者に提出を求めている業務報告書の内容が見直されたことから、その集計を行うシステムの改良を行うものです。

平成 20 年度中にシステム改良を行い、同年度から本システムによる集計を行うこととしておりました。

(単位：千円)

	18 年度	19 年度	20 年度
予算額	—	—	6,804
決算額	—	—	924

**3. 事業の目的**

近年、深刻さを増している多重債務問題等の解決のために、改正貸金業法については、平成 18 年 12 月 20 日に公布、19 年 12 月 19 日に本体施行が行われ、21 年 6 月 18 日には第 3 段階目の施行が行われたところです。

今回の法改正は、多重債務問題の解決のために様々な措置が講じられており、具体的には、

- ① 貸金業の適正化として、貸金業への参入の厳格化、貸金業協会の自主規制機能強化、行為規制の強化、業務改善命令の導入
- ② 過剰貸付の抑制として、指定信用情報機関制度の創設、総量規制の導入
- ③ 金利体系の適正化として、上限金利の引下げ、金利概念の見直し、日賦貸金業者及び電話担保金融の特例の廃止
- ④ ヤミ金融対策の強化として、ヤミ金融に対する罰則の強化
- ⑤ 多重債務問題に対する政府を挙げた取り組み

など、抜本的な改正が図られました。

各貸金業者は、貸金業務の適正化、過剰貸付の防止、金利体系の適正化といった法の趣旨を踏まえ、資金需要者等の安心と信頼の確保のための法令等遵守態勢及び

内部管理態勢等の整備を行っていく必要があります。また、今回の法改正においては、貸金業制度のあり方について施行から2年半以内に総量規制などの規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性について検討を加え、その検討結果に応じて所要の見直しを行うこととされています。

このため、金融庁としては、改正貸金業法施行後の貸金業の動向について従来以上に注視していく必要があります。

本事業は、貸金業の実態把握のため各貸金業者に提出を求めている業務報告書の集計業務であり、貸金業の動向を迅速かつ的確に把握することを目的としています。

#### 4. 達成目標及びその設定の考え方等

##### (1) 達成目標

改正貸金業法施行後の貸金業の動向を迅速かつ的確に把握すること。

##### (2) 目標設定の考え方

改正貸金業法の施行に伴い、貸金業の実態把握のため各貸金業者に提出を求めている業務報告書の内容が見直されることから、システムの機能を拡張し、その集計結果により、迅速かつ的確な実態把握を行うことが重要であると考えられたところです。

##### (3) 測定指標

貸金業の動向把握の効率化の状況

##### (4) 目標の達成度合いの結果

20年度中にシステムの機能拡張が完了し、運用が開始されており、業務報告書集計業務の効率化と内容の充実が実現し、貸金業の実態把握に有効に活用されています。

#### 5. 事業の事後評価

##### (1) 具体的成果

改正貸金業法の施行に伴い、貸金業の実態把握のため各貸金業者に提出を求めている業務報告書の内容見直しに対応したシステムの改良を行い、20年10月より運用を開始しています。

20年11月には20年3月末現在の業務報告書の集計作業が完了し、その集計結果により、貸金業の実態把握を的確に行うことができました。また、その結果を貸金業関係統計資料として取りまとめ、金融庁のホームページ上に公表することができました。

## (2) 必要性の観点

多重債務問題の解決という今回の法改正の趣旨を踏まえ、貸金業の実態を把握することは、資金需要者等の保護にもつながるものであり、本事業の公益性は高いものです。また、貸金業制度のあり方の検討は国が行うものであり、そのために必要な実態把握は国が直接行うべきものです。

また、様式見直し後の業務報告書は平成 20 年 3 月末現在のものが 20 年 6 月末以降随時提出されてくることから、本システムの改良は緊急性の高いものでした。

## (3) 有効性の観点

本システムの改良により、見直し後の業務報告書の集計作業を行うことができ、その集計結果により貸金業の実態把握を迅速かつ的確に行うことができました。

## (4) 効率性の観点

貸金業法の改正に伴い、業務報告書の様式が見直されることとなったのですが、本システムを改良し、引き続き活用することにより、速やかな集計業務を行うことができました。

## (5) 総括的評価

本システムの改良により、貸金業の実態把握を迅速かつ的確に行うことができました。

今後は、貸金業法の完全施行(平成 22 年 6 月 18 日までの間で政令で定める日)を控えており、引き続き貸金業の実態把握に努めていくことを考えています。

## 6. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 7. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 業務報告書
- ・ 貸金業関係統計資料（平成 20 年 11 月 28 日公表、

<http://www.fsa.go.jp/status/kasikin/index.html>)

## 8. 担当課室名

監督局総務課金融会社室

## 第3部 成果重視事業に係る事後評価書

# I 成果重視事業に係る事後評価の実施にあたって

## 1. 成果重視事業について

成果重視事業は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）に掲げられた、成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度改革を定着させるための取組みの一つであり、「モデル事業」（注）を試行から一般的取組みに移行させる第 1 ステップとして平成 18 年度予算から創設されたものです。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）においては、その取組みについて、引き続き進めることとされています。

成果重視事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」において、「モデル事業」の基本的枠組みを維持しつつ、政策評価との連携を強化したもののとして、

- ① 事業の各府省の政策体系上の位置付けを明確にし、事業ごとの定量的な目標のほか、当該事業に係る施策単位でもアウトカム（国民生活にとっての成果）に着目した目標を設定する
- ② 各府省は、平成 17 年度予算に引き続き、自主的な取組を通じて「成果重視事業」の追加を図る

などとされています。

（注） モデル事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）において、

- ①
  - i) 定量的な達成目標であり、達成期限・達成手段が明示されていること
  - ii) 何をもちて「達成」とするか、評価方法が提示されていること
  - iii) 目標期間は 1～3 年程度とし、各年度ごとの達成目標が明らかにされていることの三つの要件に合致した政策目標を設定する
- ② 政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じ、予算執行の弾力化を行い、各府省は、弾力化に伴う効率化に応じ、これを予算に反映する
- ③ 複数年度にわたるモデル事業については、国庫債務負担行為等の活用により、複数年度にわたる予算執行に支障のないようにする

こととされています。また、モデル事業の事後評価については、上記閣議決定において、「計画期間終了後及び各年度ごとに、目標の達成状況等について政策評価や予算執行調査等の評価を行い、国民への説明責任を果たす。」とされています。

## 2. 成果重視事業に係る事後評価の目的

成果重視事業については、上述のとおりモデル事業の基本的枠組みを維持することとされており、計画期間終了後及び各年度ごとに、目標の達成状況等について政策評

価や予算執行調査等の評価を行い、国民への説明責任を果たすため事後評価を実施することとしています。

### **3. 成果重視事業に係る事後評価書の記載内容**

成果重視事業に係る事後評価の実施に当たっては、具体的な成果を踏まえ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、「法」という。）において示されている事業の必要性、効率性、有効性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）

- 必要性の観点…政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか。
- 有効性の観点…得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係が明らかか。
- 効率性の観点…政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。

また、各事業の事後事業評価の記載に当たっては、以下の項目について説明を行いました。

（1）成果重視事業の概要

各事業の事業内容について説明しました。

（2）対象期間

各事業の取組み期間について説明しました。

（3）達成目標及びその設定の考え方

各事業の事前事業評価を実施した際に設定した達成すべき目標等について説明しました。

①達成目標

②目標設定の考え方

（4）目標の達成度合いの結果

達成目標に対する達成度合いを説明しました。

（5）予算額等

各事業の対象期間中の予算額、支出済額、予算執行の弾力化措置等について説明しました。

（6）予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

成果重視事業においては、政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じた予算執行の弾力化を行うこととされており、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果について説明しました。



(7) 進捗状況及び今後の見通し

あらかじめ設定した達成すべき目標の達成状況について評価を実施した結果、その進捗度合い及び今後の見通しについて説明しました。また、達成状況が芳しくない場合には、原因分析を行い、今後の改善策等について説明しました。

**4. 成果重視事業に係る事後評価に関する有識者会議メンバーによる意見**

平成 21 年 8 月 5 日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

成果重視事業に係る事後評価に関するご意見については、成果重視事業に係る評価書を作成する上で参考とさせていただきました。

## Ⅱ 各成果重視事業の事後評価結果

## 1. 成果重視事業の名称

金融庁業務支援統合システムの開発

### 【関連する施策（平成 21 年度金融庁政策評価実施計画）】

業務支援基盤整備に係る施策 2 - (1) - ①

「行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進」

## 2. 成果重視事業の概要

「今後の行政改革の方針（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）」において、各府省は業務・システム最適化計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施し、経費や業務処理時間の削減などの効果を上げることとされています。

金融庁においては、検査、監督、証券取引等監視等の各業務を支援するシステムとして、現状①金融検査監督データシステム、②金融庁統合モニタリング・分析システム、③証券総合システムの 3 システムがあり、これらの各システムの調達、開発及び運用はシステムごとに個別に実施していますが、これらを統合して再構築することにより、統合後の次期システムの調達、開発及び運用の合理化を推進し、当該業務に係る経費と業務処理時間の削減などの効果を上げることとしています。

また、この統合により各局内、各局間、各局と財務局等の間において、適切なアクセス管理の下、相互に情報を利用できる仕組みに改善します。

上記については、「金融検査及び監督業務並びに証券取引等監視等に関する業務の業務・システム最適化計画」（金融庁行政情報化推進委員会 平成 18 年 3 月 28 日決定、平成 20 年 8 月 7 日改定）に基づき、21 年から 23 年度までの 3 年間で、同システムの設計・開発を行う予定としています。

## 3. 対象期間

平成 21 年度～24 年度

## 4. 達成目標及びその設定の考え方

### (1) 達成目標

24 年度から単年度で 207,560 千円の経費削減と約 9,450 日の業務処理時間の短縮

### (2) 目標設定の考え方

「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）等に基づく最適化効果指標

## 5. 目標の達成度合いの結果

複数年度にわたってシステム構築等を行う事業であり、24年1月の新システム稼働までは事業の実施に伴う効果は発現しませんが、21年度においては、予算措置がなされ、一般競争入札（総合評価落札方式）の結果、スケジュールにどおりに設計・開発事業者が決定しました。

## 6. 予算額等

（単位：千円）

	21年度	22年度要求 見込み	23年度要求 見込み	24年度要求 見込み
予算額	336,549	448,732	336,549	
支出済額				
翌年度繰越額				
予算執行の弾力化措置				
国庫債務負担行為	336,549	448,732	336,549	
繰越明許費				
目の大括り化				

（注）23年度要求については、国庫債務負担行為により予算措置を行うため、予算要求額は変動する可能性があります。

## 7. 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

複数年にわたるシステムの設計・開発について、国庫債務負担行為を活用し、複数年契約を締結したことにより、単年度毎に入札・契約を行う場合に比し、費用の低減及び業務の効率化等が図られます。

## 8. 進捗状況及び今後の見通し

20年7月の各府省情報化統括責任者(CIO)補佐官等連絡会議（第46回）において最適化計画及び効果指標の改定案の報告を行い、8月に開催された金融庁行政情報化推進委員会において決定しました。また、調達計画書についても同委員会において決定しました。

21年2月に「統合システムの設計・開発事業者の調達」の公告（一般競争入札（総合評価落札方式））を行い、4月に設計・開発事業者が決定しました。なお、設計・開発等の業務を円滑に進めるために、21年8月に工程管理支援事業者を調達し、初期の運用段階まで支援を受けることになりました。

今後は、22年3月までに要件定義・設計を行い、22年度以降は開発を行う予定であり、23年度は機器等の調達を行い、24年1月の新システム稼動に向けテスト等を進めていく予定です。

#### 9. 担当課室名

総務企画局総務課情報化・業務企画室、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課

## 1. 成果重視事業の名称

公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築

### 【関連する施策（平成 20 年度金融庁政策評価実施計画）】

施策Ⅱ－（２）－５「公認会計士監査の充実・強化」

## 2. 成果重視事業の概要

複雑化する試験事務への対応及び受験者等に対する情報提供サービスの充実のため、コンピュータ・システムの開発を行うものです。

## 3. 対象期間

平成 17 年度～20 年度

## 4. 達成目標及びその設定の考え方

### （１）達成目標

- ①公認会計士試験受験者に対する成績通知率の向上（20 年度：目標 80%）
- ②インターネットを經由した情報提供サービスへのアクセス件数の増加（20 年度：目標 100 千件）

### （２）目標設定の考え方

公認会計士試験の受験者等に対する情報提供サービスの充実を図ることを目標としています。

## 5. 目標の達成度合いの結果

新試験制度に対応した公認会計士試験システムの開発を行ったことにより、平成 18 年以降の公認会計士試験論文式試験において、不合格者全員に対して詳細な成績通知を実施できるようになり、成績通知率は 100%となりました。

また、新試験制度への移行に伴う試験免除の複雑化や受験者数の増加により業務量が増大しましたが、システム開発により、試験結果の迅速な公表や多角的なデータ分析による受験者への詳細な情報提供が可能になりました。

こうして分析・集計した資料はインターネットを通じ受験者等に情報提供を行っていますが、情報提供サイトへのアクセス件数は 229,333 件となり、19 年度の 210,531 件からさらに増加し、目標件数 100,000 件を大幅に上回りました。

## 6. 予算額等

(単位：千円)

	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額	261,404	244,563	96,962	148,000
支出済額	207,000	138,186	40,757	106,256
翌年度繰越額	—	—	—	—
予算執行の弾力化措置				
国庫債務負担行為	61,234	96,916	96,962	41,156
繰越明許費	—	—	—	—
目の大括り化	—	—	—	—

(注) 各年度の予算額と支出済額の差額については、システム開発契約等において一般競争入札を行った結果、予定価格よりも低価で契約が締結されたこと、さらに18年度においてコンサルティング経費が不要となったことにより生じたものです。

## 7. 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

運用支援及び機器借入契約については、複数年度で契約締結することにより、単年度契約の場合よりも費用が抑えられました。

## 8. 進捗状況及び今後の見通し

本システムは、平成18年から実施されている新公認会計士試験の円滑な実施に向けて17年度及び18年度に開発を行い、18年1月から随時運用を開始しました。免除申請情報を適正に管理する機能や合否判定機能等を開発したことにより、新試験制度に対応した試験事務を迅速に行うことが可能となったことに加え、受験者等に提供する情報を充実させた結果、毎年度、目標は達成されています。

なお、平成22年試験から短答式試験の実施を年1回から年2回にすることに伴い、本システムの追加機能の開発を行い、21年2月より運用を開始しています。

## 9. 担当課室名

公認会計士・監査審査会事務局総務試験室